

最初の役員等の選任について

(財)公益法人協会相談室

移行後最初の代表理事・執行理事ならびに財団法人における最初の会計監査人の選任方法については、従来法令上必ずしも明確でなく、また評議員も含めその選任時期についてもいろいろな考え方がありました。

(財)公益法人協会ではこのような環境の中で、講演、出版、無料相談等において、各種の考え方を披露し、紹介してまいりましたが、今般の内閣府公益認定等委員会ウェブサイトFAQの出状等により当局の考え方がほぼ明らかになってまいりましたので、これらを整理し本稿をまとめました。とくに代表理事・執行理事、会計監査人及び評議員の選任時期については、新法施行後でなければ有効な選任とされない可能性がありますのでご注意ください。

1 はじめに

公益法人への移行後の役員等の体制を、移行前に予め決定する方法があるのか、それが不可の場合に移行後においてどのような方法で最初の役員等を選任したらよいのかという質問や疑問は、公益法人改革三法の施行日（本年12月1日）を前に、当協会にも数多く寄せられています。とくに法律の施行日前に役員等の改選期を迎え、社員総会（評議員会）・理事会を開催する（民法）公益法人においては、移行前に予め決定する方法があるならそれを採用したいというニーズはよくあるかと思えます。

しかしながら、この点については法律上必ずしも明解でなく、その取り扱いについては疑問が多かったと思われます。今般公益認定等委員

会のFAQ（以下単にFAQといいます）においてこの問題も取り上げられ、相当明確になったように感じられます。

そこで、このFAQなどをベースにして、以上の問題を整理して考えてみたいと思います。ただし、本稿はあくまで(財)公益法人協会の相談室の現時点の考えでないしは試案であり、公益認定等委員会の公式見解ではないことをお断りしておきます。

2 まず役員等といっても、二つのグループに分かれます。

A 第一のグループは理事と監事であり、これについては整備法の第48条により、新法施行後も移行期間中は、

- ① 一般法人法の規定により選任された理事または監事とみなされ（同条第1項）、
- ② その選任・解任、資格並びに任期については、従前の例による（同条第2項、第3項）

ので、予め決めておく必要はありません。

もっとも公益法人への移行を機に、新たに理事または監事を選任したいというニーズもあろうと思いますが、その場合は移行の申請に添付する定款の変更の案の附則にその候補者の氏名を記載する方法により選任することができる（FAQ問I-5-②4）とされています。

また理事又は監事の数を減らしたい、あるいは評議員との入れ替えを行いたいという考えの法人もあろうかと思えます。このケースについては、本誌の22頁以下「新公益法人制度Q&A」のQ1、Q2をご参照ください。

B 第二のグループは代表理事、執行理事、評議員および会計監査人です。これらについては、新法においてはじめて認められた法律上の機関であり、予め選任できるかどうか、最初の選任をどうするかについては、いくつかの問題があります。そしてそれらは、各役員等ごとに異なりますので、次の3で分けて考えることにしましょう。

3 第二のグループは、次の三つに分かれます。

(1) 代表理事

A 代表理事については、整備法の第48条第4項により、定款若しくは寄附行為の定めに基づく理事の互選または社員総会の決議によって定めた法人を代表する理事は、一般法人法に規定する代表理事の地位を有しないとされ、現行の民法法人には（法律上は）存在していません。しかしながら代表理事は、新法においては必須の機関であり（一般法人法第90条第3項、同第197条）、登記事項でもあります（一般法人法第301条第2項第6号、同第302条第2項第6号）。しかもこの登記は認定後2週間以内（従たる事務所では3週間以内）に登記しなければなりません（整備法第106条第1項）。そこで新法施行後早い段階で認定申請する法人では、新法施行前の改選期を捉えて、予め選任しておくニーズがあると思われる。

B しかしながら代表理事を選任する機関は理事会です（一般法人法第90条第3項、同第197条）が、その理事会は（現在の定款または寄附行為上）存在していても、法律上は効力がないものとされています（整備法第80条第3項、同第89条第4項）。また前述のように、施行日前の「旧社団法人」及び「旧財団法人」が定款や寄附行為に代表理事の氏名を定めたり、社員総会の決議によって代表理事を定めたとしても、そのような代表理事は新法における代表理事の地位を有しないこととされています（整備法第48条第4項）。そのため、新法が施行されていない状態では、たとえ停止条件付であっても、現行の民法法人

が新制度の代表理事を選定することはできず、新制度上の代表理事を選定する場合には新法の施行後に行わなければならないとの考え方が出されています(FAQ問Ⅱ-1-⑤1)。

C 以上Bの考え方を踏まえ、新法の施行日後に新制度上の代表理事を選定する方法として参考になるのは整備法の第77条第3項です。同条は、特例社団法人の理事の登記についての経過措置を定めている規定ですが、この規定では、新制度上の理事会を設置していない特例社団法人が代表理事を選定する場合には、一般法人法第77条第3項の規定によることを前提として経過措置が定められています。そして一般法人法第77条第3項の規定は、理事会設置一般社団法人でない場合（*）の代表理事の選定は、定款、定款の定めに基づく理事の互選又は社員総会の決議によって定めることができるとされていますので、理事会を設置していない特例社団法人が、新法の施行後に新制度上の代表理事を選定する場合には、

① 定款の定めに基づく理事の互選

② 社員総会の決議

③ 定款変更（定款の変更の案を含む）の
手続きにより定款に代表理事の氏名を規定する

という方法のうち、いずれかの方法によることとなります（FAQ問Ⅱ-3-①1）。

（*）理事会設置一般社団法人の場合は、理事会が理事の中から、代表理事を選定しなければなりませんので（一般法人法第90条第3項）、この問題はありません（FAQ問Ⅰ-5-②3、同問Ⅱ-3-①1参照）。

実務上は、①の方法は定款にその定めがないとできないことから、新制度による理事会を設置していない特例社団法人が、新法の施行日以降、移行の登記を停止条件とする代表理事の選定する場合には、社員総会の決議で停止条件をつけて選定するか、代表理事の氏名を定款の変更の案の附則に規定することがよいと考えられます（FAQ

問Ⅰ-5-②2では、後者の方法が記載されています)。

D 上記③の定款の変更の案の附則に代表理事の氏名を規定する場合には、定款の変更について必要な手続き(旧主務官庁の認可は不要)を経る必要があります(整備法第103条第2項第2号かっこ書、第120条第2項第2号かっこ書、第102条(第118条の準用を含む)、第88条、旧民法第38条第1項)。

そのため、定款の変更について必要な手続きを経ることが困難な場合(例えば、社員総会で定款の変更をするために必要な定足数や決議要件を充たすことが困難な場合)には、②の社員総会の普通決議により、代表理事の就任予定者を停止条件付で選任する方法によることも考えられます。

なお、FAQ問Ⅱ-1-⑤3によればこの選定手続きを移行の申請の後に行う場合には、移行の申請を行った後、なるべく速やかに代表理事の選定のための所要の手続きを経て、移行の申請を補完することができるかとされています。

E 特例財団法人の場合は、整備法の第77条第3項ならびに一般法人法第77条第3項に相当する規定がありません(整備法第77条第5項は、代表理事について規定していないし、一般法人法第197条による社団からの準用規定では、一般法人法第77条第3項は準用されていません)。したがって、新制度による理事会を設置していない特例財団法人が、施行日後に移行の登記を停止条件として代表理事を選定する場合には、代表理事の氏名を「定款の変更の案」(整備法第102条)の附則に直接規定する方法で選定することになると考えます(FAQ問Ⅰ-5-②2参照)。この場合に、代表理事の就任予定者を「定款の変更の案」に記載する手続き自体については、旧主務官庁の認可は不要となります(整備法第102条、第118条において準用する場合を含む)。

F 理事会を設置しない特例財団法人が、「定款の変更の案」に代表理事の氏名を記載するた

めには、定款(寄附行為)に「定款(寄附行為)の変更の定め」があるか否かにより、次の二つの方法のうち、いずれかの方法により、定款の変更の手続きを経て、代表理事の氏名を「定款の変更の案」に記載することとなります。

① 定款(寄附行為)の中に、「定款(寄附行為)の変更の定め」がある場合は、その定めに従って定款の変更の案の内容を決定する手続(代表理事の就任予定者の選定決議等)を経ます(整備法第94条第1項及び第2項)。

② 定款(寄附行為)の中に、「定款(寄附行為)の変更の定め」がない場合は、まず理事が定める手続に従って、「定款(寄附行為)の変更に関する定め」を設ける定款(寄附行為)の変更を行い(主務官庁の認可が必要です)、その上で、新たな「定款(寄附行為)の変更に関する定め」に従って定款の変更の案の内容を決定する手続(代表理事の就任予定者の選定決議等)を経ます(整備法第94条第1項、第3項及び第6項)。

G いうまでもなく、新制度における評議員を設置した特例財団法人の場合は、新制度における評議員会の特別決議により、定款の変更の案の内容を決定します(一般法人法第200条本文、第189条第2項第3号)。

もともと新制度における評議員を設置した特例財団法人の場合は、併せて理事会も設置しておりますし(一般法人法第170条第1項)、理事会が理事の中から、代表理事を選定しなければなりませんので(一般法人法第90条第3項、第197条)、定款の変更の案の内容として代表理事の就任予定者の選定決議する必要はありません(FAQ問Ⅰ-5-②3参照)。

なお、FAQ問Ⅱ-1-⑤3によればこの選定手続きを移行の申請の後に行う場合には、移行の申請を行った後、なるべく速やかに代表理事の選定のための所要の手続きを経て、

移行の申請を補完することができるとされています。

(2) 執行理事

これも代表理事と並んで新しい概念による制度です。ただし、執行理事の場合は設置が任意の制度であり（一般法人法第91条第1項第2号、同第197条）、移行後も登記事項ではありませんので、予め選任する必要はなく、移行後の然るべきときに理事会を開いて選任し、行政庁に届ければよいと思います（*）。しかし問題は、移行後直ちに執行理事を必要とする法人や、最初から役員構成を考えて執行理事を置くとする法人の場合は、予め選任するニーズがあります。

（*）行政庁への届出が必要かどうかは、現時点では不詳です（整備法施行規則第11条第3項第2号の申請の添付書類には、執行理事は規定されていません）。

このような場合は、新法施行後、理事会を設置する特例民法法人であれば理事会で執行理事を直ちに選定します（一般法人法第91条第1項第2号）。理事会を設置しない特例民法法人であれば、定款の変更の案（の附則）に執行理事の氏名を直接記載する方法で選定することとなると思います（FAQ問Ⅱ-3-①2）。定款の変更の案（の附則）に執行理事の氏名を直接記載する場合には、定款の変更について必要な手続き（旧主務官庁の認可は不要）を経る必要があります（整備法第103条第2項第2号かっこ書、第120条第2項第2号かっこ書、第102条（第118条の準用を含む）、第88条、旧民法第38条第1項、整備法第94条、一般法人法第200条）。

(3) 評議員・会計監査人

A 評議員・会計監査人については、整備法第89条第4項により、旧財団法人の寄附行為における評議員・会計監査人を置く旨の定めは、新法での効力を有しないとされています（旧社団法人における会計監査人については、整備法第80条第3項に規定）。しかしながら評議員は新法においては必置の機関であり（一般法人法第170条第1項）、会計監査人は

基本的には任意の機関ですが、負債200億円以上の一般法人（並びに負債50億円以上、収入1000億円以上、費用1000億円以上の公益法人）には必置の機関であり（一般法人法第60条第2項、同第62条、同第170条第2項、同第171条、認定法第5条第12号、同法施行令第6条）、また登記事項でもある（一般法人法第302条第2項第5号、同第301条第2項第9号、同第302条第2項第7号）ことから、予め選定しておくニーズは非常に高いと考えられます。

B このうち評議員については整備法第92条に、「特例財団法人が最初の評議員を選任するには、旧主務官庁の認可を受けて理事が定めるところによる」と規定されています。したがって最初の評議員を予め選任するためには、この旧主務官庁の認可を受けられること並びに移行認定を受けその移行登記をするという二つの停止条件をつけたうえで、然るべき選任方法により、予め選任することになります。

しかしここで厄介な問題があり、その一つはそもそも新法上の概念である評議員を、停止条件付とはいえ新法施行前に選任できるかという問題です。特に前述の整備法の第89条第4項では、旧財団法人における評議員設置の旨の寄附行為の規定は、一般法人法の評議員を置く規定としての効力を有しないと、同じ評議員ということばであっても同一であることを否定しているだけに疑問が残ります。また整備法の第92条の主語は「特例財団法人」となっているため、新法施行前の民法法人は、それを停止条件にできないのではないかという問題です。

これについては、定款の変更の案のように、新法施行前でも定款の変更について必要な手続きを経て決議できる（整備法第103条第2項第2号かっこ書）という考えがないわけではありませんが、新法施行後でなければ不可という考えが有力です（FAQ問Ⅱ-1-⑤2）。後者の理由は、現行の民法に根拠規定が存在しない決議事項については、そ

もそも新法施行前の決議機関は、これを決議する権限を有しないのであるから、仮にその決議の効力の発生を施行日以後としたとしても、その決議をすることはできないというものです（同趣旨の考え方は、有限責任中間法人の場合であるが、FAQ問Ⅰ-1-⑩2の（考え方）も参照）。

C 後者の考えをとるとすると、評議員については新法施行前に予め選任しておくことはできず、新法施行後において、旧主務官庁の評議員選任方法の認可を受けること並びに移行認定を受けその移行登記をするという二つの停止条件をつけて予め選任することになります（FAQ問Ⅱ-1-⑤4）。

このため、財団法人の場合は、本年12月1日の新法施行後、直ちに評議員選任方法の認可を得て移行の申請をすることとなります。

なお、FAQ問Ⅱ-1-⑤4によれば、移行の申請をした後、評議員選任方法の認可を得る等の所要の手続きを経て移行の申請を補完することもできるとされています。

D なお上記との関連で、最初の評議員の選任方法については、整備法第92条により主務官庁の認可を必要としますが、施行日前に選任方法について議決し、施行日に直ちに主務官庁に申請することができるかどうかの問題があります。

施行日前に選任方法について議決することは有効であるのみならず、財団法人の便宜のために事前の相談を認める予定であり、これを行うことにより施行日に主務官庁の認可が得られる可能性があります（FAQ問Ⅱ-1-⑤4）。

E 会計監査人についても、事情は評議員の場合と同じ状況にあります。従って、新法施行日以降に選任することとなります。

すなわち、会計監査人の選任方法については、新法の施行日後、社員総会の決議で選任するか、定款の変更の案（の附則）に具体的な氏名又は名称を規定することで、選任することとなります（FAQ問Ⅱ-1-⑤2、同Ⅱ-3-①3）。なお、定款の変更の案（の附

則）に会計監査人の氏名又は名称を規定する場合には、定款の変更について必要な手続き（旧主務官庁の認可は不要）を経る必要があります（整備法第103条第2項第2号かつこ書、第120条第2項第2号かつこ書、第102条（第118条の準用を含む）、第88条、旧民法第38条第1項、整備法第94条、一般法人法第200条）。

4 おわりに

従来から、(財)公益法人協会においては、この移行後の役員等の選任の問題について、講演、出版、無料相談等において、各種の考えを披露し、紹介してまいりましたが、今般のFAQの出状等に伴い最終的に有力なものが上述のように出てきましたので、これにより今までと説明等が変わった部分については、本稿で訂正したものとさせていただきますので、よろしくご注意をお願いいたします。

なお、上述の考えに基づいて、新法施行後に一般法人法に適應する機関を設置せず、定款の変更の案においてそれらの機関を設置する場合の対応について一覧表にまとめておりますので（11～12頁）、ご参照ください。

（文責・鈴木勝治）

●参考：内閣府公益認定等委員会ウェブサイト FAQから

問Ⅰ-5-②（移行申請書類に表記する役員等）

特例民法法人が公益法人への移行認定や一般社団・財団法人への移行認可を申請する場合の、代表者名、申請時の理事等の定め方、申請中に理事が交代した場合の後任の選任等、移行に際しての役員等についてはどのように定めればいいのでしょうか。

答

1 理事や監事といった役員についてはこれまでも民法に規定がありましたが、理事会や評議員などの定款又は寄附行為によって多くの

法人で置かれていた機関については、法律上の規定がありませんでした。一般社団・財団法人法では、理事会が法人の業務執行の決定等を行う機関として、代表理事が法人を代表して業務を執行する理事として、また一般財団法人にあっては評議員や評議員会が理事の選任等をする機関としてそれぞれ法定されました。移行認定や移行認可の申請に当たっては、一般社団・財団法人法の規定に従い、定款の変更の案にこれらの機関を置く旨を定めることが必要となります（一般社団・財団法人法第90条）。

- 2 公益法人は必ず理事会を置かなければならないため（公益法人認定法第5条第14号ハ）、特例民法法人が移行認定を申請する場合は、最初の代表理事を選定する必要があります。代表理事は原則として理事会で選定しますが（一般社団・財団法人法第90条第3項）、移行と同時に理事会等の機関を置く場合は、代表理事も同時に置かなければならないため、通常の方法のように理事会で選定することができません。したがって、最初の代表理事については、例外的に、定款の変更の案の附則に就任予定者の氏名を記載する方法により選定することになります。

なお、特例社団法人が移行認可の申請をする場合で移行に際して理事会を置かない場合は、代表理事を置く必要はありませんので、上記のような対応は不要です。

- 3 一方、移行認定又は移行認可の申請に先立って理事会等の機関を置く場合は（整備法第91条）、その旨の定款変更をした後、その変更の登記までの間に理事会を開催し、最初の代表理事を理事会において選定することになります。なお、この場合の定款変更は、旧主務官庁の認可を受けて行うこととなります（整備法第88条、第94条第6項、民法第38条）。
- 4 移行認定の申請に当たっては、移行後に役員等（理事、監事、評議員）に就任する予定の者を決めて、その名簿を提出する必要がありますが（整備法施行規則第11条第3項第2

号）、通常は申請時の役員等か、申請後、認定を受けるまでの間に任期満了により退任が想定される者がいる場合にはその後任者を候補者として名簿に記載することになります。この際、移行の登記の時点から役員等に選任したい候補者がいる場合は、定款の変更の案の附則にその候補者の氏名を記載する方法により選任することも可能です。なお、申請中に何らかの事情で理事の交代があった場合は、その後任は従来の方法により選任することになります。この場合は、遅滞なく、行政庁に対してその旨の届出が必要です。

問Ⅱ-1-⑤（施行日前における理事会等における代表理事等の選定の可否）

現行の民法法人が、施行日前に、移行の登記をすることを停止条件として、現行の理事会、社員総会又は評議員会で代表理事を選定しておくことは可能ですか。会計監査人を選任しておくことについてはどうですか。

答

- 1 できません。

現行の社団法人又は財団法人が置く当該法人を代表する理事（理事長等）は、民法上の機関ではなく、当該法人の定款又は寄附行為によって定められた事実上の機関に過ぎないことから、これについては一般社団・財団法人法に規定する代表理事としての地位は認められないこととなります（整備法第48条第4項参照）。

- 2 現行の民法法人が、新法に適合するものとするために必要な定款の変更の手続については、通常、新法施行日（平成20年12月1日）以降に行うこととなりますが、施行日より前に行うことも認められるものと考えます（問Ⅰ-2-③参照）。ただし、現行民法上に根拠規定が存在しない決議事項については、そもそも施行日前の理事会、社員総会又は評議員会は、これを決議する権限を有しておら

ず、そのための手続もないことから、仮に、その決議の効力の発生を法の施行日又は移行の登記をする日としたとしても、そのような決議自体ができないこととなります。

すなわち、理事会を置く旨の定款の変更の案の決議は、定款変更自体が現行民法の規定に根拠があるため認められますが、具体的な（新法上の）代表理事の選定は現行民法に根拠がないことから無効となります。

以上のことから、施行日前に新法上の代表理事を選定することはできないこととなります。

この取扱いは、会計監査人の選定についても同様です。

3 なお、移行認定（又は移行認可）の申請に当たっては、定款の変更の案の決議がなされていれば、申請時に代表理事の選定がなされていなくても、申請自体は可能です。この場合、申請法人にあっては、申請後に代表理事の選定を行い、行政庁に対して役員等就任予定者の氏名等を記載した書類に代表理事を追加したものを速やかに提出するようにしてください。

4 また、現行の財団法人にあっては、施行日以後に最初の評議員の具体的な選任を行うこととなりますが、申請時に最初の評議員の選任がなされていなくても、申請自体は可能です。ただし、行政庁においては、最初の評議員についての欠格事由（公益法人認定法第6条第1号）に該当するかどうかの審査が必要となりますので、申請法人にあっては、申請後に最初の評議員の選任を行い、行政庁に対して役員等就任予定者の氏名等を記載した書類に（最初の）評議員を追加したものを速やかに提出するようにしてください。

なお、最初の評議員の選任方法については、施行日後に旧主務官庁の認可を受けることとなりますが（整備法第92条）、施行日後速やかに認可を受けることを希望する場合は迅速に手続きが完了するように旧主務官庁と連携をとっておくことが望ましく、事前に相談しておくことも有益と思われます。

おって、主務官庁及び都道府県に対し、最初の評議員の選任方法についての法人からの認可申請に対し、迅速かつ適切に審査するように要請することとしています。

問Ⅱ-3-①（最初の代表理事、業務執行理事、会計監査人の選任）

新制度の最初の代表理事、業務執行理事、会計監査人の選任について教えてください。

答

1 最初の代表理事の選定

最初の代表理事は、理事会を設置しない特例社団法人であれば、定款で氏名を直接記載する方法、定款で「理事が話し合って選出する」と定める方法、社員総会の決議で選出する方法のいずれかの方法で選定します（一般社団・財団法人法第77条第3項）。

理事会を設置する特例民法法人であれば、理事会で代表理事を選定するか（一般社団・財団法人法第90条第2項第3号）、定款に代表理事の氏名を直接記載する方法で選定します。

2 最初の業務執行理事の選定

最初の業務執行理事は、理事会を設置しない特例社団法人であれば、全ての理事が業務執行権を有します（一般社団・財団法人法第76条第1項）ので選定する必要はありませんが、業務執行理事を一部の理事に限りたい場合には定款でその旨を記載します。

理事会を設置する特例民法法人であれば代表理事が業務執行理事となりますが、代表理事以外にも業務執行理事を選定したい場合には、理事会で業務執行理事を選定するか（一般社団・財団法人法第91条第1項第2号）、定款に業務執行理事の氏名を直接記載する方法で選定します。

3 最初の会計監査人の選任

最初の会計監査人は、特例社団法人であれば社員総会、特例財団法人であれば評議員会で選任します。定款に会計監査人の氏名や名称を直接記載する方法で選任することもできます。

移行後最初の役員等の選任方法及び時期

(新法施行後に一般法人法に適応する機関を設置しないことを前提)

(財)公益法人協会

(社団法人)

	現職の地位	最初(新任)の場合の選任手続き			決議の時期
		選任方法	決議機関	停止条件の内容	
理事	移行後の理事として有効 (新任の場合は右記)(※1)	①現定款の定める方法による ②定款変更案付則で掲名	①(通常は)社員総会 ②(通常は)社員総会	①移行登記完了 ②移行登記完了	①新法施行前または後 ②新法施行前または後
監事	移行後の監事として有効(同上)	同上	同上	同上	同上
会計監査人	移行後の会計監査人として無効	①社員総会で選任 ②定款変更案付則で掲名	①社員総会 ②社員総会	①移行登記完了 ②移行登記完了	①新法施行後(※2) ②新法施行後(※2)
代表理事	移行後の代表理事として無効	①定款の定めに基づき理事の互選で選定 ②社員総会の決議 ③定款変更案付則に掲名	①理事 ②社員総会 ③社員総会	①移行登記完了 ②移行登記完了 ③移行登記完了	①新法施行後(※3) ②新法施行後(※3) ③新法施行後(※3)
執行理事	移行後の執行理事として無効	①定款変更案付則で掲名	①社員総会	①移行登記完了	①新法施行後(※4)

*1 FAQ問Ⅰ-5-②4 参照。

*2 会計監査人は定款の定めにより設置する機関であるから、機関の設置自体は施行前でも停止条件付き決議ができるが、具体的人選は新法施行前では無効と解される。FAQ問Ⅱ-1-⑤2、同問Ⅱ-3-①3参照。

*3 FAQ問Ⅰ-5-②2、同問Ⅱ-1-⑤1、同問Ⅱ-3-①1参照。

*4 FAQ問Ⅱ-3-①2参照。

	現職の地位	最初(新任)の場合の選任手続き			決議の時期
		選任方法	決議機関	停止条件の内容	
理事	移行後の理事として有効 (新任の場合は右記) (*1)	①現定款の定める方法による ②定款変更案付則で掲名	① (通常は) 評議員会 ② (通常は) 理事会	①移行登記完了 ②移行登記完了	①新法施行前または後 ②新法施行前または後
監事	移行後の監事として有効(同上)	同上	同上	同上	同上
会計監査人	移行後の会計監査人として無効	①定款変更案付則で掲名	① (通常は) 理事会	①移行登記完了	①新法施行後 (*2)
代表理事	移行後の代表理事として無効	①定款変更案付則で掲名	① (通常は) 理事会	①移行登記完了	①新法施行後 (*3)
執行理事	移行後の執行理事として無効	①定款変更案付則で掲名	① (通常は) 理事会	①移行登記完了	①新法施行後 (*4)
評議員	移行後の評議員として無効	I 主務大臣による認可の方法 により選任し、II 定款変更案 付則で掲名 (*5)	I 主務大臣の認可の機関 II <定款変更案付則につ いて> (通常は) 理事会 (*5)	I 主務大臣の方法の認可 II 移行登記完了	I、II いずれも新法施行 後 (*6)

*1 FAQ問 I - 5 - ②4 参照。

*2 会計監査人は定款の定めにより設置する機関であるから、機関の設置自体は施行前でも停止条件付き決議ができるが、具体的人選は新法施行前では無効と解される。FAQ問 II - 1 - ⑤2、同問 II - 3 - ①3 参照。

*3 FAQ問 I - 5 - ②2、同問 II - 1 - ⑤1、同問 II - 3 - ①1 参照。

*4 FAQ問 II - 3 - ①2 参照。

*5 具体的人名をどこに記載するかはいろいろあると思われるが、とりえず定款変更案付則に掲名とした。その場合は定款変更案の決議機関 ((通常は) 理事会) の決議を要する。

*6 FAQ問 II - 1 - ⑤4 参照。